

## 理事、監事及び評議員の配置数等に関する申し合わせ

(平成24年5月17日 理事会申し合わせ)

(平成25年5月8日 理事会一部改正)

(令和元年5月16日 理事会一部改正)

この申し合わせは、公益社団法人全国大学保健管理協会役員の選任に関する規程第2条第2項及び評議員及び評議員会に関する規則第2条第2項の規定に基づき、理事、監事及び評議員の配置数について必要な事項を定める。

地方部会別配置数	理事 (定員15~20名)	監事 (定員3名以内)	評議員 (定員50名~100名)	加入大学数
北海道	2		6	31
東北	2		8	45
関東甲信越	4		29	163
東海北陸	2		11	58
近畿	4	2	19	108
中国四国	2		7	37
九州	2		11	61
計	18	2	91	503

注)

- ・理事、監事及び評議員欄の( )内の定員は、定款で定める人数である。
- ・理事は、当分の間18名とし、関東甲信越地方部会、近畿地方部会に各4名、その他の地方部会に各2名の配置とする。
- ・監事は、当分の間2名とし、近畿地方部会から選出する。
- ・評議員は、当分の間、概ね90名を基準とする。なお、事情により配置数を若干名超える場合は、あらかじめ代表理事へその旨を願い出るものとする。
- ・各地方部会の評議員の配置数は、  
(地方部会加入大学数÷加入大学総数)×評議員数90で算出する。
- ・地方部会における理事、監事及び評議員の推薦方法は、地方部会の決定に委ねる。
- ・この申し合わせの改廃は、理事会の決議により行う。